別紙

令和５年度

（令和４年度対象）

# 教育委員会の点検・評価報告書

令和５年８月

大洲市教育委員会

# 目　　次


| | | |
|---|---|---|
| ◇ | **はじめに** | **１～　８** |
| １ | 令和４年度大洲市教育委員会教育基本方針・主要施策 | ３ |
| ◇ | **教育委員会活動報告** | **９～　12** |
| ◇ | **点検・評価結果** | **13～　41** |
| １ | 基本方針１　確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 | 15 |
| ２ | 基本方針２　郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成 | 19 |
| ３ | 基本方針３　個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進 | 21 |
| ４ | 基本方針４　生涯学習の推進 | 23 |
| ５ | 基本方針５　文化・芸術の振興 | 27 |
| ６ | 基本方針６　スポーツの振興と健康・体力づくりの推進 | 30 |
| ７ | 基本方針７　社会総がかりで取り組む教育環境づくり | 35 |
| ８ | 基本方針８　子供と向き合う教育環境づくり | 38 |
| ９ | 基本方針９　安全・安心な教育環境の構築 | 41 |
| ◇ | **参考資料** | **45～　48** |
| | 大洲市教育委員会外部評価委員会設置要綱 | 47 |

# は　じ　め　に

## １　趣　　旨

大洲市教育委員会では、平成 27 年度に策定した「大洲市教育大綱」における「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」の基本理念のもと、３つの基本目標を達成するための基本方針に基づき教育主要施策を定め、様々な事業を展開し、大洲市教育の充実・発展に努めています。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されています。

このことから、大洲市教育委員会では、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、令和４年度の教育委員会の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施し、外部評価委員の意見も交え報告書にまとめました。

## ２　点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「教育基本方針」に基づき、毎年度策定している「教育主要施策」に位置付けて実施した施策・事業とし、基本方針９項目 81 事業について評価を行いました。

### ⑴　事業年度

令和４年度

### ⑵　教育基本方針

①　確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
②　郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成
③　個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進
④　生涯学習の推進
⑤　文化・芸術の振興
⑥　スポーツの振興と健康・体力づくりの推進
⑦　社会総がかりで取り組む教育環境づくり
⑧　子供と向き合う教育環境づくり
⑨　安全・安心な教育環境の構築

## ３　点検・評価の方法

⑴　点検・評価に当たっては、個々の施策・事業ごとの実施状況及び成果を明らかにするとともに自己評価を行いました。

⑵　点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方を外部評価委員として委嘱し、御意見、御提言をいただきました。委員の方々は次のとおりです。

**◇大洲市教育委員会外部評価委員会委員**　　（敬称略）

| 区　分 | 氏　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 委　　員 | 原田　淳子 | 元大洲市校長会会長 |
| 委　　員 | 西山　千春 | 前大洲市教育委員会教育委員 |
| 委　　員 | 奥田　　稔 | 元大洲市ＰＴＡ連合会会長 |
| 委　　員 | 源田　政幸 | 大谷自治会長、人権擁護委員 |
| 委　　員 | 古野　　誉 | 元河辺中学校ＰＴＡ会長 |

## ４　点検・評価結果の構成

### ⑴　主要施策

点検・評価の対象を「令和４年度大洲市教育委員会基本方針・主要施策」に掲げる９の基本方針にまとめ、方針ごとに点検・評価を実施しています。

### ⑵　概　　要

基本方針の方向性を説明しています。

### ⑶　主な事業の実施状況、事業の成果、課題・問題点

主な施策・事業の実施状況とともに、その成果や課題・問題点を整理しています。

### ⑷　外部評価委員の意見

教育委員会事務局が行った点検・評価の結果について、外部評価委員の方々からいただいた主な意見を掲載しています。

## ５　実施状況の報告

点検・評価結果の参考として、点検・評価の対象とした 81 の施策・事業について、「主要施策・事業調書」により個別の実施状況及び成果、課題・問題点等を掲載しています。

## 令和４年度　大洲市教育委員会教育基本方針・主要施策

大洲市教育委員会は、大洲市教育大綱における「ふるさと“大洲”を愛する人づくり」の基本理念のもと、３つの基本目標を達成するための基本方針に基づき、令和４年度の教育主要施策を次のように定め、大洲市教育の充実・発展に努めます。

### 基本目標１　未来を拓（ひら）く子供の育成

**＜基本方針＞**

**１　確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成**

子供一人一人に応じた指導方法の工夫・改善により、課題を見いだし、解決する能力を育み、ＩＣＴ機器の特長を生かし確かな学力の定着と向上に努めます。また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな心と体を育成します。

＜主要施策＞

⑴　学力及び体力の向上

ア　学校の教育力向上推進事業

イ　学校情報教育推進事業（ＩＣＴ教育の推進）

ウ　体力づくり推進事業

⑵　豊かな人間性の育成と人権・同和教育の推進

ア　道徳教育の推進

イ　人権・同和教育推進事業

⑶　栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供

ア　学校給食の充実及び地産地消推進事業

イ　食育推進事業

ウ　衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備

エ　モニタリング及び運営委員会による定期的な点検・評価事業

オ　給食費の公会計制度による事務処理の推進

**＜基本方針＞**

**２　郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成**

地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、全ての領域での学習を通じて、ＳＤＧｓの趣旨

を理解し実践できる国際感覚豊かな人材を育成します。

＜主要施策＞

⑴　郷土を愛する心の育成

ア　郷土を愛する心の育成推進事業

イ　キャリア教育推進事業

⑵　国際感覚豊かな人材の育成

ア　ＡＬＴ活用指導充実事業

イ　英語コミュニケーション能力育成事業

**＜基本方針＞**

**３　個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進**

多様な個性のある子供たちがお互いを認め合い、個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を通じて、誰一人取り残さない教育の推進を図ります。

＜主要施策＞

⑴　ＳＤＧｓの理念を取り入れた学習の推進

主体的・対話的で深い学びの推進

⑵　特別支援教育の充実

ア　こども発達支援室と他部署との更なる連携強化

イ　こども発達支援センターへの移行検討

**基本目標２　生涯学習の推進と文化・スポーツの振興**

**＜基本方針＞**

**１　生涯学習の推進**

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域課題の解決を図ります。

＜主要施策＞

⑴　社会教育事業の推進

ア　自治組織と公民館の在り方の検討

イ　新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安全面に配慮した成人式の開催

ウ　社会教育関係団体活動支援事業

エ　公民館及び分館活動支援事業

オ　人権・同和教育推進事業

⑵　公民館事業の推進

ア　大洲市民大学

イ　科学体験フェスティバル in 大洲

ウ　学級講座事業

⑶　図書館・視聴覚センター事業の推進

ア　図書館資料収集整理事業

イ　読書活動推進事業

ウ　視聴覚教育推進事業

⑷　文化研修センター事業の推進

パソコン教室事業

**＜基本方針＞**

**２　文化・芸術の振興**

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

＜主要施策＞

⑴　文化・芸術活動の推進

ア　親と子のコンサート事業

イ　文化・芸術団体活動支援事業

ウ　愛媛国際映画祭推進事業

⑵　文化財の保存と活用

ア　文化財保存活用及び顕彰事業

イ　民俗芸能保存団体活動支援事業

⑶　文化財調査の実施

ア　指定文化財見直し事業

イ　市内遺跡確認調査事業

ウ　市内絵馬調査事業

⑷　博物館事業の推進

ア　資料収集整理事業

イ　展示活動事業

ウ　教育活動事業

＜基本方針＞

**３　スポーツの振興と健康・体力づくりの推進**

スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、健康寿命の延伸に取り組むことにより市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

＜主要施策＞

⑴　スポーツ振興の総合的かつ計画的な推進

ア　大洲市スポーツ推進計画の施策の推進

イ　健康寿命延伸事業の推進

ウ　ＤＸを活用した事業の推進

⑵　新型コロナウイルス感染症対策を講じた各種スポーツイベントの充実と開催

ア　大洲市カヌーツーリング駅伝大会

イ　大洲市駅伝大会

ウ　大洲市健康マラソン大会

エ　ドリーム・ベースボール（八幡浜・大洲地区運動公園野球場・陸上競技場復旧記念イベント）

⑶　地域スポーツの推進

ア　各地区スポーツ・レクリエーション活動充実事業

イ　スポーツ推進委員育成事業

ウ　体育施設活用事業

⑷　スポーツ関係団体の育成

ア　スポーツ協会活動事業

イ　スポーツ少年団等活動事業

ウ　中学校地域運動部活動推進事業の検討

⑸　プロスポーツを活用した地域振興

愛媛ＦＣ・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業

⑹　スポーツを通じた交流の促進

愛・野球博関連事業

## 基本目標３　豊かな学びを支える教育環境づくり

**＜基本方針＞**

**１　社会総がかりで取り組む教育環境づくり**

家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

＜主要施策＞

⑴　青少年健全育成事業の推進

ア　学校・家庭・地域連携推進事業
イ　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
ウ　市ＰＴＡ連合会による家庭教育・青少年健全育成事業への支援
エ　「家族の出番です」通信講座事業
オ　青少年健全育成推進協議会活動支援事業
カ　青少年センター運営事業

⑵　子供読書活動の推進

第２次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施

**＜基本方針＞**

**２　子供と向き合う教育環境づくり**

複雑化･多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

＜主要施策＞

⑴　相談体制の充実

ア　スクールソーシャルワーカー活用事業
イ　ハートなんでも相談員設置事業
ウ　スクールカウンセラー活用事業
エ　教職員メンタルヘルス・個別相談事業

⑵　不登校への対応

おおずふれあいスクール運営事業

⑶　安全・安心な学校づくりの充実

防災・安全教育推進事業

⑷　これからの学校経営の在り方の検討

ア　学校運営協議会設置事業（コミュニティ・スクールの導入、推進）

イ　学校における働き方改革の推進

⑸　被災及び新型コロナウイルス感染に関する児童生徒への支援

心のケア事業

⑹　教職員等の資質の向上

大洲市教育研究所運営事業

⑺　生徒指導の充実

いじめ・不登校等対策協議会推進事業

**＜基本方針＞**

**３　安全・安心な教育環境の構築**

教育施設の長寿命化対策をはじめ教育環境の整備を計画的に推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

＜主要施策＞

⑴　学校施設・設備の充実

ア　学校施設耐震対策事業

イ　学校施設長寿命化改修事業

ウ　閉校施設除却事業

⑵　社会教育施設・設備の充実

ア　公民館改築事業

イ　社会教育施設維持修繕等事業

⑶　社会体育施設・設備の充実

ア　社会体育施設の充実と活用

イ　カヌー艇庫整備

⑷　社会体育施設管理の充実

大洲市総合体育館等の指定管理体制の構築

# 教育委員会活動報告

空　　白

## １　教育委員会組織

◆　委員の就任状況（令和４年４月１日～令和５年３月 31 日）

| 氏　名 | 区　分 | 委員任期 | 摘　要 |
|---|---|---|---|
| 東山　　宏 | 教育長 | R2.3.1～R5.2.28 | R5.2.28 退任 |
| 櫛部　昭彦 | 教育長 | R5.3.1～R8.2.28 | R5.3.1　新任 |
| 山内　光郎 | 委員 | R2.3.1～R6.2.29 | R2.3.1　再任<br>R4.3.1 教育長職務代理者就任 |
| 渡邉ひとみ | 委員 | R3.3.1～R7.2.28 | R3.3.1　再任 |
| 吉岡　恵一 | 委員 | H31.4.1～R5.3.31 | H31.4.1 再任 |
| 久米山雅美 | 委員 | R4.3.1～R8.2.28 | R4.3.1　新任 |

## ２　教育委員会の会議等の開催状況

◆　会　　議

毎月１回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催した。

①　令和４年度の会議開催状況

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 定例会 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 臨時会 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 13 |

②　令和４年度の議案等の付議状況

〈定例会〉

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議　案 | 3 | 6 | 2 | | 6 | | | 3 | 13 | 2 | 16 | 11 | 62 |
| 報告事項 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | | 2 | | | 1 | | 7 |
| その他 | 8 | | 2 | | | 1 | 3 | 2 | | 2 | 5 | 4 | 27 |
| 計 | 12 | 6 | 5 | | 7 | 2 | 3 | 7 | 13 | 4 | 22 | 15 | 96 |

〈臨時会〉

| 項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議　案 | | | | | | | | | | | | 4 | 4 |
| 報告事項 | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | 4 | 4 |

## ３　その他の活動

### ◆　委員研修会等への参加

①　南予管内市町等教育委員会連合会総会

期　日　　令和４年５月９日（月）
場　所　　鬼北町中央公民館　３階　大会議室
参加者　　教 育 長　東 山　　宏　　教育長職務代理者　山 内 光 郎

②　南予教育を考える集い

期　日　　令和４年 11 月 24 日（木）
場　所　　県歴史文化博物館
参加者　　教 育 長　東 山　　宏　　教育長職務代理者　山 内 光 郎
　　委　　員　渡 邉 ひとみ　　委　　員　吉 岡 恵 一
　　委　　員　久米山 雅 美

③　南予管内市町等教育委員会連合会教育委員会研修会

期　日　　令和５年２月７日（火）
場　所　　大洲市役所　２階　大ホール
参加者　　教 育 長　東 山　　宏　　委　　員　渡 邉 ひとみ
　　委　　員　吉 岡 恵 一　　委　　員　久米山 雅 美

### ◆　委員研修会の開催

○　市内教育施設視察研修

期　日　　令和４年６月 27 日（月）
場　所　　肱川公民館岩谷分館ほか６施設
参加者　　教 育 長　東 山　　宏　　教育長職務代理者　山 内 光 郎
　　委　　員　渡 邉 ひとみ　　委　　員　吉 岡 恵 一
　　委　　員　久米山 雅 美

# 点検・評価結果

空　　白

# 基本方針１　確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

**【概　　要】**

子供一人一人に応じた指導方法の工夫や改善を通して、問いを見出し、解決する能力を育み、確かな学力の定着と向上に努めます。また、自他の生命を尊重し、人を思いやる心を育む道徳教育に取り組むとともに、望ましい生活習慣の定着や運動・食育の推進により健やかな体を育成します。

**【事　　業】**

| No. | 事 業 名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 1 | 学校の教育力向上推進事業 | ○ | ○ |
| 2 | 学校情報教育推進事業(ICT教育の推進) | ◎ | ◎ |
| 3 | 体力づくり推進事業 | ○ | ○ |
| 4 | 道徳教育の推進 | ○ | ○ |
| 5 | 人権･同和教育推進事業 | ○ | ○ |
| 6 | 学校給食の充実及び地産地消推進事業 | ○ | ○ |
| 7 | 食育推進事業 | ○ | ○ |
| 8 | 衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備 | ○ | ○ |
| 9 | モニタリング及び運営委員会による定期的な点検･評価事業 | ○ | ○ |
| 10 | 給食費の公会計制度による事務処理の推進 | ○ | ○ |

**【主な事業の実施状況】**

１　学力及び体力の向上（事業№１～３）

学力向上に長期的に取り組むための基礎資料として、小学校１・２年生を除き、全国学力・学習状況調査を実施しない学年で「市内統一学力テスト」を実施しました。また、学力向上の基本となる学級経営や生徒指導を充実させるため、その指針となる「質問用紙による実態調査」を全学年で実施しました。

学校情報教育推進事業（ＩＣＴ教育の推進）では、小学校及び中学校の情報教育を推進するために必要な調査・研修等を行うために教職員で組織された大洲市学校情報教育推進協議会を活用し、学校の情報教育の推進に関する基本的な事項とＩＣＴ環境の整備及び利活用促進に関する検討を行いました。

体力づくり推進事業では、県教委が設けているＩＴスタジアムを積極的に活用するよう各小学校に呼び掛け、多くの学校・児童が参加しています。

２　豊かな人間性の育成と人権・同和教育の推進（事業№４～５）

各校において、新学習指導要領に基づいて作成した指導計画を見直したり、授業改善、評価方法の研修を行ったりするよう呼び掛け、愛媛県総合教育センター「愛媛学びの森学習支援サイト」に掲載された「愛媛県特色ある道徳教育推進事業研究

推進校の研究概要」を、道徳教育の推進に向け、活用するように呼び掛けました。また、各校において道徳教育に関する研修を行うとともに、各校の道徳教育推進教師や教務主任が中心となって、評価方法について情報交換を行いました。

人権・同和教育の全体計画と年間指導計画について、各校での見直しや点検、教育委員会事務局での確認を行い、事業の充実を図りました。令和４年度は、愛媛県人権・同和教育研究大会（松山市会場）には 20 人が参加して、校内研修に役立てました。また、南予地区人権・同和教育研究協議会（伊方町会場）においては、24 人が参加し、肱東中学校と肱川小学校の取組について実践報告をし、各分科会で熱心な協議を行うことができました。更に、人権・同和教育主任班会において各校の取組等について研修を行いました。

### ３　栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供（事業№６～10）

献立や食材に児童生徒の意見を取り入れながら、栄養バランスが取れ、食物アレルギーを有する児童生徒にも対応した安全安心な学校給食の提供及び食育活動の推進に努めました。

大洲産の生鮮野菜・果物類使用率のさらなる向上と調達の安定を図るため、「愛たい菜」や地元納入業者との連携を密にし、大洲産食材の供給ルートの確保、端境期対策に努めました。

子供たちが、生きる力となる食に関する正しい知識を身に付けるため、学校で食育指導を行い、保護者や市民を対象とした食育講演会、食育コンクールの開催により、食に関する意識の啓発を図りました。

学校給食衛生管理基準に基づき、学校薬剤師の協力を得て、施設の点検整備と徹底的な衛生管理に努めました。

事業者が行う維持管理・運営業務に対して日々の状況を確認しながら、関係者からのヒアリング、定期的なモニタリングを実施し、適切な業務執行の監視を行うとともに、運営委員会を開催し、事業者との綿密な情報交換などさらなる連携を図りました。

令和３年４月より給食費を公会計化し運用を開始しました。給食費の徴収については、原則として５月から２月までを定額徴収とし、年度末に精算徴収（還付）を行いました。

**【事業の成果】**

○　学校の教育力向上推進事業

各種調査の分析をもとに、学力の向上のための共通理解や情報交換を行うことができました。

○　学校情報教育推進事業（ＩＣＴ教育の推進）

学習用タブレットにインストールされているソフトウェアの活用力を高めるとともに、タブレット活用の意欲化を図ることができました。また、県独自のＩＣＴ支援システムやＣＢＴテストの活用も進み、各校の利用や活用も定着してきました。

○　体力づくり推進事業

ＩＴスタジアムに多くの学校･児童が参加しています。チャレンジ部門において、上位に入賞する学校が多くあり、各校のがんばりが見られました。

○　道徳教育推進事業

大洲市教育研究所道徳班会等において研修・教育情報交換を行ったり、各校において道徳教育の研修を行ったりして、道徳教育を推進することができました。

○　人権・同和教育推進事業

各学校の人権・同和教育主任が、開催された研究大会に参加して、校内の人権・同和教育の全体計画と年間指導計画に活用することができました。また、新コロナウイルス関連の差別の防止に向けて取り組むことができました。

○　学校給食の充実及び地産地消推進事業

リクエスト献立や大洲産の食材を使ったメニューなど、趣向を凝らした完全給食が実施できました。また、生鮮野菜のほか、地元産の冷凍野菜や季節に応じた果物を使用し、地産地消率は68.9%となりました。

○　食育推進事業

給食センターの調理状況の見学を実施することで、児童生徒や保護者に食の大切さを伝え、給食を作る人への感謝の心を育むことができました。

食育コンクールでは、食に関するポスターや標語を募集し、市役所ロビー・愛たい菜での作品の展示や広報誌・公式ホームページに掲載することで、子どもだけでなく広く一般に地産地消や食の大切さについて啓発することができました。

○　衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備

調理従事者等を対象とした衛生研修会を開催し、衛生管理の意識向上を図るとともに、感染症の流行期には通常の細菌検査に加えてノロウイルス検査を行い、衛生管理の徹底を図りました。また、学校給食衛生管理基準に基づき、学校薬剤師の協力を得て、学期ごとに施設の点検を行い、衛生管理の充実を図ることができました。

○　モニタリング及び運営委員会による定期的な点検・評価事業

年４回のモニタリングにより、施設・設備の維持管理と運営業務の適切な履行確認ができました。また、規定された時間内に配送できるよう、学校施設の改修予定や通行止めなどの情報を提供し、適切な対応ができました。

○　給食費の公会計制度による事務処理の推進

学校給食費を公会計化制度での運用を行い、教職員の教育活動時間の確保、給食費の安全管理など、学校における働き方改革の一助となることができました。

**【課題・問題点】**

○　「学校の教育力向上推進事業」においては、県のＣＢＴ調査（ＥＩＬＳ）による県の学力調査等の分析で市全体の傾向が把握できるようになったため、令和５年度からは市内統一テストを廃止し、個別の学習支援と充実に向けたｗｅｂ学習教材の導入を行います。

○　「学校情報教育推進事業（ＩＣＴ教育の推進)」は、各教科におけるＩＣＴ活用スキルの目標設定をする必要があります。また、令和６年度で、校務支援システム等

の更新時期を迎えるため、専門委員会などにおいてオンプレミスまたはクラウドを活用するのかなどの検討を進める必要があります。

○　「道徳教育の推進」は、「特別な教科道徳」として充実させるため、年間指導計画や指導・評価方法等のさらなる検証をしていく必要があります。

○　「人権・同和教育推進事業」は、人権・同和教育の全体計画と年間指導計画については、年度末の課題をもとに見直す必要があります。また、小中学校の校則検討委員会でも性的マイノリティ等への多様な対応が協議されているため、差別等への対策に向けて更に取り組む必要があります。

○　「衛生管理の徹底と適切な施設の点検整備」は、食中毒を防止し、安全・安心な給食を提供するため、学校給食における衛生管理の徹底を図るよう、ＰＦＩ事業者と連携して取り組む必要があります。

○　「給食費の公会計制度による事務処理の推進」は、各学校が行っていた給食費の徴収管理業務を給食センターと教育総務課で連携して行い、増加した業務量を適切に配分し、事務の効率化を図る必要があります。

**【外部評価委員意見】**

○　今の子供たちが生まれた時からスマホ等が身近にあるため、学習用タブレットも授業で使い慣れたものであると推察するが、くれぐれも安全かつ上手に使い、将来の子供たちの教育に反映させていただきたい。

○　学校給食の地産地消率が向上したことは大変誇らしいことである。近年の気候変動や物価高騰等により給食に影響が出てくるか心配であるが、今後も食材確保や値段を維持できるよう努めていただきたい。

○　地産地消について、特に大洲は、山・川・海と恵まれた環境下にあり、食材が豊かであるので、地元食品を冷凍食品にするなど有効に活用していただきたい。

○　食育の推進ということで食も大事であるが、食と同等に睡眠も身体の成長においては非常に大事なことだと思う。家庭との連携も必要になるが、学校としても指導をお願いしたい。

# 基本方針２　郷土を愛する心と世界に通用する人材の育成

**【概　　要】**

地域の人々との出会いや地域の歴史・自然の学びを通して郷土を愛する心を育成します。また、キャリア教育の充実により、確かな夢を持って社会を生き抜く力を養うとともに、情報教育や語学学習・国際交流等により幅広く世界で活躍できる国際感覚豊かな人材を育成します。

**【事　　業】**

| No. | 事 業 名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 11 | 郷土を愛する心の育成推進事業 | ○ | ○ |
| 12 | キャリア教育推進事業 | ○ | ○ |
| 13 | ALT活用指導充実事業 | ○ | ○ |
| 14 | 英語コミュニケーション能力育成事業 | ◎ | ◎ |

**【主な事業の実施状況】**

1　郷土を愛する心の育成（事業№11・12）

令和２年度に増補改訂した中学生版歴史副読本を中学１年生全員に配付し、郷土の自然・歴史・風土・人物、または地域の伝統行事や風習に関する知識を深めました。また、小学校３・４年社会科副教材「大洲のくらし」について、昭和 39 年に初版発行して以来、約５年ごとに見直しを行い時代に即した内容に改訂しております。

生徒が「生きる力」を身に付け、主体的に自己の進路を選択できるなど、社会人、職業人として自立していくことができるよう職場体験学習を実施しました。令和４年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、体験日数や活動に影響はありましたが、全中学校が職場体験学習に取り組み、充実した活動を行うことができました。

2　国際感覚豊かな人材の育成（事業№13・14）

外国語教育の充実及び国際交流の発展を図るために、外国語指導助手（ＡＬＴ）を６人配置し、市内の小中学校で外国語教育に従事することとしています。令和４年度には在籍する６人のうち２人が任期を終えましたが、その後新たに２人の配置を確保できたため、引き続き６人体制で実施ができました。

また、英語コミュニケーション能力育成事業の「英語キャンプ」の開催については、市内の中学校２・３年生を対象に参加者を募集し、夏季休業中に１泊２日（国立大洲青少年交流の家）の「英語キャンプ」を計画しました。26 人の応募があり、実施に向けて準備を進めていましたが、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策のため、宿泊は中止し、日中の活動のみ実施しました。また、新型コロ

ナウイルス感染症拡大による渡航制限等により令和２～３年度において中学生海外派遣事業を中止としていたが、令和４年度には代替事業として国内Ｅｎｇｌｉｓｈ　Ｃａｍｐを大阪市（ＹＯＬＯ　Ｂａｓｅ）において実施し、25 人を派遣することができた。

**【事業の成果】**

○　郷土を愛する心の育成推進事業

中学生版歴史副読本及び大洲のくらしを社会科教材として使用するほか、総合的な学習の時間等を活用し、地域の方を講師として招き、講話を聞いたり、体験活動を行ったりすることにより、郷土の自然・歴史・風土・人物、及び伝統行事や風習に関する知識を深めることができました。

○　キャリア教育推進事業

各中学校が主体となり、生徒が希望する事業所等において職場体験学習を行いました。生徒自身が活動に向けて、事前・事後の学習を自主的に行うことができ、地域に根差した地元事業所の良さを体得することができました。また、多くの事業所の協力により、働くことの意義や今後の望ましい職業観や勤労観を身に付けることができました。

○　ＡＬＴ活用指導充実事業

小学校高学年における外国語教育の教科化、及び中学年の外国語活動の開始に伴う教員の英語指導力の向上を図ることができました。また、公民館での英会話教室を通じて、自国の文化や慣習の説明を行う等、地域住民の異文化理解に貢献することができました。

○　英語コミュニケーション能力育成事業

英語キャンプについては、宿泊研修はできませんでしたが、外部講師の招聘や新しいプログラムを取り入れるなど、活発な英語活動での交流が実施できました。

また、中学生海外派遣事業については令和４年度は国内実施となりましたが、参加者からは、英語力が向上した、コロナ感染拡大が落ち着いたら是非海外へ行ってみたいとの感想を受け、国内での代替事業実施により、英語力や英語への関心の向上を図ることができました。

**【課題・問題点】**

○　「郷土を愛する心の育成推進事業」は、次回の改訂では、ＱＲコードによる動画再生など、タブレット学習を見据えた工夫をする必要があります。

○　「キャリア教育推進事業」は、事業所には多大な協力をいただいていますが、各中学校の活動期間が重なった場合は、５日間同一事業所で活動することが難しいことが課題となっています。

○　「ＡＬＴの活用指導充実事業」について、長期休業中（夏休み等）におけるＡＬＴの活用について検討する必要があります。

○　本来は、宿泊を通して生徒・教師相互のコミュニケーションを図りながら英語活動に親しむことを目的としているため、令和５年度は、宿泊して活動を実施したい

と思います。

○　中学生海外派遣については、実際に海外に出向く本来の派遣の形に戻し、実施できるよう調整したいと考えます。

**【外部評価委員意見】**

○　児童生徒にとって身近な外国人はＡＬＴである。教育委員会でも中学校２・３年生を対象とした英語キャンプを実施しているが、もっと多くの子供たちが関われるような企画をしていただき、ＡＬＴの生で聞く英語を少しでも多くの子供たちが吸収できるようにしていただきたい。

○　６名のＡＬＴを確保していただいており、大変ありがたく感謝している。

# 基本方針３　個性を生かし可能性を伸ばす教育の推進

**【概　　要】**

多様な個性のある子供たちがお互いを認め合い、個々の長所や可能性を伸ばす教育に取り組むとともに、一人一人の発達段階に応じた適切な指導や必要な支援の充実を図ります。

**【事　　業】**

| No. | 事　業　名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 15 | 主体的･対話的で深い学びの推進 | ○ | ○ |
| 16 | こども発達支援室と他部署との更なる連携強化 | ○ | ○ |
| 17 | こども発達支援センターへの移行検討 | ○ | ○ |

**【主な事業の実施状況】**

１　ＳＤＧｓの理念を取り入れた学習の推進（事業№15）

学力向上推進主任・ＩＣＴ教育主任を対象に、愛媛県教育センターから講師に招いて、オンデマンドによる「主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善～思考ツールの活用～」を開催しました。コロナ禍における対話的な学習を推進する上で有効な手立てとなる学習支援ソフト（ロイロノート）について研修を深めました。

また、学力向上専門委員会が作成した「おおずの授業スタンダード」に沿った授業、ＩＣＴ機器を活用した対話的な学習についての授業研究を行いました。

２　特別支援教育の充実（事業№16・17）

障がいのある子供や発達が気になる子供に対して早期からの一貫した支援と情報提供を行う体制を構築し、地域の幼児児童生徒の実態や支援について保護者や学校等に助言するとともに、関係機関と連携を図ることができました。

また、障がいのある子供が地域で生活できるように、早期からの一貫した支援の更なる充実を図るため、大洲市特別支援連携協議会を開催したり、様々な会に参加したりすることで、支援センター設立に向けて他機関との連携を図ることができました。

**【事業の成果】**

○　主体的・対話的で深い学びの推進

主体的・対話的で深い学びについて、授業参観及び授業研究を通して理解を深めることができ、ＩＣＴ機器を活用した対話的な学習の推進も図ることができました。

○　こども発達支援室と他部署との更なる連携強化

大洲市特別支援連携協議会において、「大洲市の子育て★きらめきサポート★」を

作成したことにより、市内の関係機関における支援内容を確認し、連携を深めることができました。

○　こども発達支援センターへの移行検討

「大洲市の子育て★きらめきサポート★」を作成する際に、各機関の役割を整理したことにより、相談窓口を一本化するために発達支援センターの設立が必要であることを再確認しました。

**【課題・問題点】**

○　「主体的・対話的で深い学びの推進」は、ＩＣＴ機器を活用したディスカッションやグループワークなど、主体的、対話的な学習について研究を進めて行く必要があります。また、コロナ禍での経験や学びを生かしたコロナ対策後の協働学習や体験学習の在り方、実践方法についても改善していく必要があります。

○　「こども発達支援室と他部署との更なる連携強化」は、作成した「大洲市の子育て★きらめきサポート★」を広く周知し、有効に活用し、各課の連携を更に深めていきます。

○　「こども発達支援センターへの移行検討」は、センター化に際しては、様々な分野の専門家が必要であるため、それが常駐できる体制作りをどうすればいいのか、センターの組織編成をどうしていくのか。どこに、どのような施設を確保していくのか検討する必要があります。

**【外部評価委員意見】**

○　大洲市の子育てきらめきサポートの大変分かりやすいチラシを作成していただいて大変ありがたい。有効に活用していただきたいと思う。

○　相談窓口を一本化することは、保護者にとって大変心強く安心できると思うので、発達支援センター設立を目指してご尽力いただきたい。

# 基本方針４　生涯学習の推進

**【概　　要】**

あらゆる世代の人がそれぞれのライフスタイルに合わせて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習機会や情報を提供するとともに、幅広い世代の交流や地域活動を通じてリーダーとなる人材の育成や地域の活性化を図ります。

**【事　　業】**

| No. | 事　業　名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 18 | 自治組織と公民館の在り方の検討 | ○ | ○ |
| 19 | 新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安全面に配慮した成人式の開催 | ○ | ○ |
| 20 | 社会教育関係団体活動支援事業 | ○ | ○ |
| 21 | 公民館及び分館活動支援事業 | ○ | ○ |
| 22 | 人権･同和教育推進事業 | ○ | ○ |
| 23 | 大洲市民大学 | ◎ | ◎ |
| 24 | 科学体験フェスティバルin大洲事業 | ○ | ○ |
| 25 | 学級講座事業 | ○ | ○ |
| 26 | 図書館資料収集整理事業 | ○ | ○ |
| 27 | 読書活動推進事業 | ○ | ○ |
| 28 | 視聴覚教育推進事業 | ○ | ○ |
| 29 | パソコン教室事業 | ○ | ○ |

**【主な事業の実施状況】**

1　社会教育事業の推進（事業№18～22）

今後の自治組織と公民館の在り方の検討では、令和３年度に、自治会連絡会議の代表及び公民館長会の代表者等で組織する大洲市地域自治組織再編検討会議を設置し、地域自治組織（自治会と地区公民館）の現状と課題を明らかにするとともに、大洲市地域自治組織再編基本方針を決定しました。令和４年度は、基本方針に基づき、組織の名称をはじめ、組織や職員体制、地域一括交付金など、より具体的な検討を進め、中間的な方向性を取りまとめた再編方針の原案が、検討会議において了承されました。

次代を担う新成人を招待し、祝福及び激励する成人式は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、令和４年度式典を開催しました。

明るい地域づくりと家庭づくり、健全な青少年の育成と家族のつながり強化のために、社会教育関係団体に補助金を交付しそれぞれの活動を支援しました。

大洲市人権・同和教育基本方針に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権学習の機会を提供しました。

２　公民館事業の推進（事業№23～25）

中央公民館では、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念していましたが、感染症対策を講じて、「大洲市民大学」や「科学体験フェスティバル in 大洲」を開催しました。

「大洲市民大学」は、前期・後期の年２回開催し、健康寿命の延伸を目指すために有用な人材を講師として招き、市民が健康づくりと健康寿命について考える機会を提供しました。また、「科学体験フェスティバル in 大洲」では、主に小中高生を対象として、小中学校、高校、高等専門学校等の教員や地域の有志が科学実験や工作等を直接体験できるブースを出展する体験型イベントを実施しました。

各公民館が開催している学級・講座などを各地域内でチラシや館報により周知するとともに、公民館等を利用して自主的に活動している各種サークル講座についても、市のホームページに掲載するなど、生涯学習の機会や情報の提供、学習成果発表の場の提供に努めました。

また、高齢者のデジタルディバイド対策として、中央公民館においてスマートフォン教室を開催しました。

３　図書館・視聴覚センター事業の推進（事業№26～28）

生涯学習の拠点の一つとして、図書等の資料の充実に努めるとともに、文化遺産としての郷土資料を大切に保存し、郷土への理解の深化と郷土文化の向上に努めました。

学校、社会教育施設等、あらゆる場所で行われる視聴覚教育において、効果的な教材を提供するため、学校等にアンケートを実施し、ニーズの把握に努めました。

４　文化研修センター事業の推進（事業№29）

パソコン教室は、前期・中期・後期の３回開講し、初級コースからＰＣ検定コースまで、希望の多い内容のコースを設定して開催しました。

**【事業の成果】**

○　自治組織と公民館の在り方の検討

令和３年度に決定した基本方針に基づき、検討会議の議論をもとに検討を進めて、議会及び関係者（自治会長、公民館長・分館長）に検討経過説明を行い、市としての地域自治組織再編の原案となる「地域自治組織再編方針（案）」を決定しました。

○　新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安全面に配慮した成人式の開催

令和４年度成人式を、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して開催し、該当者 409 人のうち、289 人の参加がありました。参加できなかった新成人や会場に入場できなかったご家族へは、式典の様子をライブ配信しました。

○　人権・同和教育推進事業

各地区で人権・同和問題に関する学習会等が毎年実施されています。市人権啓発課との連携により、一人一人の人権問題に対する理解を深め、差別解消に向けた取り組みを推進しました。

○　大洲市民大学

前期・後期ともに健康寿命の延伸をテーマとし、最新のデータに基づく講演により、聴講者は新たな知識を得ることができました。また、両講師が紹介した手軽に取り組める健康法は、多くの聴講者が「帰ってすぐに取り入れたい」とアンケートにも回答しており、市民の健康意識の向上に寄与できたものと考えています。

○　科学体験フェスティバル in 大洲事業

アンケート結果などから、来場者である子どもたちの科学等に対する興味・関心を高めることができたものと考えます。また、ブースの企画運営にあたる教職員の資質向上にも寄与することができました。

○　学級講座事業

コロナ禍の中ではありましたが、地域住民の学習機会や交流の場を奪うことが無いよう、各公民館が工夫して感染症対策を講じ、学級講座等を実施することができました。実施回数も令和３年度の 704 回に対し 49 回多い 753 回となりました。

○　読書活動推進事業

出張「うちどく実践講座」を行い、家庭への働きかけができました。また、「ブックトーク」を行い、読書への関心を持たせることができました。

○　パソコン教室事業

令和４年度は、前期・中期・後期と３回の実施時期を設け、初級コースから３級コースまで受講することを可能とし、学習機会の提供と個人スキルの向上に役立てることができました。

**【課題・問題点】**

○　「自治組織と公民館の在り方の検討」は、今後、地域自治組織再編方針原案を基に、市内 33 自治会で地区説明会を行い、「大洲市地域自治組織再編方針（最終)」を決定する必要があります。

○　「新型コロナウイルス感染症対策を講じ、安全面に配慮した成人式の開催」は、開催にあたっては、その時々に応じて必要な感染対策を判断するなど、ウィズコロナの式典の在り方を検討する必要があります。

○　「社会教育関係団体活動支援事業」は、コロナ禍で変容・縮小した社会教育関係団体の活動を継続していくための工夫が必要です。

○　「大洲市民大学」は、多くの市民に参加していただくために、多種多様な分野の中から時勢に合ったテーマや講師の選定を行い、有意義な講演会となるよう検討が必要です。

○　「科学体験フェスティバル in 大洲事業」は、それぞれの年齢層に応じた体験ができるようにブース内容を工夫する必要があります。また、教員の働き方改革の観点から、出展数の調整や従事内容等の見直しも課題となっています。

○　「学級講座事業」は、住民の学習機会や交流の場を奪うことのないよう、継続的な教育・文化活動を展開するために、住民ニーズの把握と学級講座内容の改善を図りながら、基本的な感染症対策を講じ、安全な運営に努める必要があります。

○「読書活動推進事業」は、子供の読書習慣の定着のためには、家庭の読書環境や幼

少期からの保護者の読み聞かせなどの子供との関わりが重要です。しかし、本を通して子供と関わることに対する保護者の意識が、まだ低い状況です。

**【外部評価委員意見】**

○　コロナ禍での社会教育事業の実施は大変であったと思う。事業の実施により子供たちやお年寄り、市民の方々に体験や学級活動を通じていろいろな学習機会を提供いただき、生涯学習推進のためにご尽力をいただいたことは大変ありがたい。今後も是非継続して実施していただきたい。

○　読書について、実際に本を手に取って読む、あるいはタブレットなどの電子機器により文字を読むなど、現代における読書のスタイルは様々である。いずれにしても読書は文字に親しみ、様々な情報を得て、感性を高めるためにはとても大切なことだと思っており、時代に合わせた考え方等も敏感に持っておいていただきたい。

# 基本方針５　文化・芸術の振興

**【概　　要】**

本市の歴史や風土の中から生まれ、育まれた文化や文化財を保存・継承し、その魅力を発信・活用するとともに、文化・芸術に親しむ機会の提供や個性豊かな地域文化の創造に努め、誇れるふるさとづくりを推進します。

**【事　　業】**

| No. | 事　業　名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 30 | 親と子のコンサート事業 | ◎ | ○ |
| 31 | 文化･芸術団体活動支援事業 | ○ | ○ |
| 32 | 愛媛国際映画祭推進事業 | ◎ | ◎ |
| 33 | 文化財保存活用及び顕彰事業 | ◎ | ◎ |
| 34 | 民俗芸能保存団体活動支援事業 | ○ | ○ |
| 35 | 指定文化財見直し事業 | ○ | ○ |
| 36 | 市内遺跡確認調査事業 | ◎ | ◎ |
| 37 | 市内絵馬調査事業 | ○ | ○ |
| 38 | 資料収集整理事業 | ○ | ○ |
| 39 | 展示活動事業 | △ | ○ |
| 40 | 教育活動事業 | ○ | ○ |

**【主な事業の実施状況】**

1　文化・芸術活動の推進（事業№30～32）

市民の文化・芸術の向上並びに青少年の豊かな感性及び創造力の育成を目的として、親と子のコンサートを開催し、378 人の方にご来場いただきました。

また、文化・芸術に対する市民の意識の高揚を図るため、文化・芸術団体に対し、事業運営補助金の交付や、イベントにかかるポスター・チラシを掲示するなど周知に努めました。

愛媛国際映画祭推進事業では、「ミルキーパニック twelve」及び「けものフレンズ 2」の上映と、沼田心之介監督等によるトークセッションなどを開催し、81 人の方にご来場いただきました。

2　文化財の保存と活用（事業№33・34）

文化財の保存・活用を図るため、臥龍山荘庭園の管理や、大洲城跡の石垣保存修復工事などを推進し、文化財所有者に文化財保護事業補助金による支援を行ったほか、「臥龍山荘庭園国名勝指定記念シンポジウム」を開催し、基調講演やパネルディ

スカッションを行い、90 人の方にご参加いただきました。

また、地域に根付いた民俗芸能の伝承を図るため、保存団体へ活動補助金を交付しました。

### ３　文化財調査の実施（事業№35～37）

指定文化財見直し事業は、指定文化財の文化財的価値を明確にし、新たな文化財の発見や、指定解除の判断材料とするため、専門家による学術的な再調査を実施しており、今年度は、指定文化財３件と、未指定文化財４件の調査を実施しました。

市内遺跡確認調査事業では、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に向けた取組として、国史跡指定を目指した旧街道詳細調査のほか、中世城館跡や弥生時代遺跡などの市内遺跡の調査を実施しました。

### ４　博物館事業の推進（事業№38～40）

特設展を開催するとともに、資料調査に基づく各種講座により、市民への情報提供、文化振興に寄与することができました。

また、県展入選者作品展、児童生徒作品展などの開催によって、特別展示室を有効活用することができました。

新型コロナウイルス感染防止のため、例年に比べ実施回数は減ったものの、一般市民や小学生を対象とした講座･教室の開設や､博物館展示事業を展開することで、生涯学習の機会を提供することができました。

博物館で多数所有する館蔵資料の整理、目録を作成し、クラウド版収蔵管理システム（I.B.MUSEUM）へ登録を行い、資料調査者への検索システムを構築しました。

**【事業の成果】**

○　親と子のコンサート事業

新型コロナウイルス感染防止対策に配慮しつつ、３年ぶりに開催しました。また、同コンサート初となる金管コンサートを通して、演奏者と高校吹奏楽部との交流を持つことができました。

○　文化・芸術団体活動支援事業

新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した上で、多くの芸術文化活動が再開されました。

○　愛媛国際映画祭推進事業

大洲市出身の久保進氏が創業した大手声優専門芸能事務所「青二プロ」の協力を得て、声優コンサート、アフレコ体験、コスプレ撮影会などのユニークなコンテンツを発掘することができました。

○　文化財保存活用及び顕彰事業

昨年、コロナの影響から延期となっていた、「臥龍山荘庭園国名勝指定記念シンポジウム」を開催することができ、文化財の魅力を市内外に発信することができました。また、保存活用計画策定事業を開始するなど、文化財の保存について推進することができました。

○　指定文化財見直し事業

指定・未指定文化財の調査により、４件の指定候補物件が見出されました。

○　市内遺跡確認調査事業

旧街道詳細調査では、大洲市内初の国史跡「八幡浜街道夜昼峠越」が誕生しました。

○　市内絵馬調査事業

大洲地域、長浜地域内の神社について、現況調査を実施することができました。

○　博物館（資料収集整理事業）

大洲藩刀工岡本家作刀・槍などの寄贈により、藩政期における刀剣資料の充実を図ることができました。

**【課題・問題点】**

○　「親と子のコンサート事業」は、演奏者の選定や、コンサートの開催方法などについて検討していく必要があります。

○　「文化・芸術団体活動支援事業」は、伝統文化を継承していくための方策を検討していく必要があります。

○　「民俗芸能保存団体活動支援事業」は、各団体活動及び後継者の育成が今まで以上に課題となってきており、保存団体の活動を広く市民へ周知する取組が必要であります。

○　「市内遺跡確認調査事業」は、調査成果を調査報告書として一般に公開する必要があり、出土品の整理を含めてその作成が課題であります。

○　「博物館（資料収集整理事業）」は、入館者の増加を図るため、博物館ホームページやマスコミを利用しながら、市民に博物館の魅力を広く周知していき、閲覧者に展示の意図が伝わるよう、分かりやすい構成や解説などを工夫する必要があります。

**【外部評価委員意見】**

○　親と子のコンサートについて、以前ピアニストの小山実稚恵さんが「大洲市の子供たちのコンサートを聴く態度・マナーが非常に良い」というお褒めの言葉をテレビで発せられていた。このコンサートは長く続いており、その成果が出ているのではないかと思った。今後も事業継続をお願いしたい。

○　博物館の企画展示や館蔵資料など、市民にあまり知られていないのではないか。博物館の魅力を、市内はもとより市外・県外に向けてもっと情報発信していく必要がある。

また、函館五稜郭を設計した大洲出身の武田斐三郎は、函館では抜群の知名度があるが、大洲で武田を知る人は少ない。武田に限らず、大洲ゆかりの偉人をもっと深堀し顕彰することで、郷土愛を育むことに繋げていってほしい。

# 基本方針６　スポーツの振興と健康・体力づくりの推進

**【概　　要】**

スポーツイベントや施設の充実により、生涯にわたり日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、市民の心身の健康維持と体力の向上を図ります。

**【事　　業】**

| No. | 事 業 名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 41 | 大洲市スポーツ推進計画の施策の推進 | ○ | ○ |
| 42 | 健康寿命延伸事業の推進 | ○ | ○ |
| 43 | DXを活用した事業の推進 | △ | ○ |
| 44 | 大洲市カヌーツーリング駅伝大会 | ○ | ○ |
| 45 | 大洲市駅伝大会 | ○ | ○ |
| 46 | 大洲市健康マラソン大会 | ○ | ○ |
| 47 | ドリーム・ベースボール（八幡浜・大洲地区運動公園野球場・陸上競技場復旧記念イベント） | ◎ | ○ |
| 48 | 各地区スポーツ・レクリエーション活動充実事業 | ○ | ○ |
| 49 | スポーツ推進委員育成事業 | ○ | ○ |
| 50 | 体育施設活用事業 | ○ | ○ |
| 51 | スポーツ協会活動事業 | ○ | ○ |
| 52 | スポーツ少年団等活動事業 | ○ | ○ |
| 53 | 中学校地域運動部活動推進事業の検討 | ◎ | ◎ |
| 54 | 愛媛FC・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業 | ○ | ○ |
| 55 | 愛・野球博関連事業 | ○ | ○ |

**【主な事業の実施状況】**

1　スポーツ振興の総合的かつ計画的な推進（事業№41～43）

令和２年３月に策定した「大洲市スポーツ推進計画」に基づき、各施策を推進しました。

徳森多目的グラウンドについては、令和４年４月に復旧が完了し、一般利用を再開しました。

コロナ禍に対応したオンラインイベントとして、「オクトーバー・ラン＆ウォーク」を開催し、市民が楽しみながらいつでもどこでも取り組むことができる、新しいスポーツの形を提供しました。

スポーツ推進委員については、地域におけるスポーツ推進活動の実態把握を目的としたヒアリングを実施し、課題の把握に努めました。

健康寿命延伸事業では、日常生活に必要とされる動作や、それらに必要な筋力アップに効果がある「いきいき百歳体操」の普及を図り、市民が自主的に取り組むきっかけとして、体験教室を開催しました。

スポーツを通じた交流の促進と地域活性化として、ニュースポーツ「ラケットテニス」の体験教室を開催し、新たにスポーツを始める動機付けを促し、スポーツ人口の拡大を図りました。

愛媛ＦＣ「マッチシティ」では、当市の情報発信や特産品の配布などを通じて、市民がプロスポーツに関心を持ち、地域活性化に繋げていく取組を行いました。

ＤＸを活用した事業の推進では、株式会社アールビーズと包括連携協定を締結し、オンラインによるウォーキングイベントを開催しました。

## ２　新型コロナウイルス感染症対策を講じた各種スポーツイベントの開催（事業№44～47）

「大洲市カヌーツーリング駅伝大会」は、肱川カヌーコースにおいて、126 人の参加により開催しました。「大洲市駅伝大会」は、若宮堤防～喜多小学校間の折返しコースにおいて、199 人の参加により開催しました。「大洲市健康マラソン大会」は、喜多小学校～防災センター間の折返しコースにおいて、319 人の参加により開催しました。「ドリーム・ベースボール（八幡浜・大洲地区運動公園野球場・陸上競技場復旧記念イベント）」は、八幡浜・大洲地区運動公園野球場において 783 人の参加により開催しました。

## ３　地域スポーツの推進（事業№48～50）

生涯スポーツ事業の推進と、余暇を活用したレクリエーション活動の振興を図るため、各公民館において、様々なスポーツ行事、レクリエーション活動等が計画されました。コロナの影響から、開催数は減少となりましたが、地域住民の健康・体力づくりと親睦を深める機会を提供し、社会体育を通じて地域コミュニティづくりを推進するとともに、学校体育施設の開放と利用促進を図りました。

## ４　スポーツ関係団体の育成（事業№51～53）

大洲市スポーツ協会の活動を支援し、協会に加盟している競技団体の競技力の向上を図りました。コロナの影響から、「大洲市地域スポーツ協会対抗レクリエーションバレーボール大会」は中止となりましたが、「大洲市スポーツ祭」は開催され、市民がスポーツを楽しむ機会の拡充と、技術力の向上及び市民の健康増進とスポーツの普及振興が図られました。

スポーツ少年団においても、感染予防対策の徹底を図りながら、安全が確保できると判断した大会を開催しました。

中学校地域運動部活動推進事業の検討においては、地域実情に応じた地域移行の進め方を検討するため、部活動地域移行検討班会を６回実施しました。

５　プロスポーツを活用した地域振興（事業№54）

愛媛ＦＣ「マッチシティ」では、特産品の配布など本市の情報を発信しました。また、愛媛マンダリンパイレーツ公式戦では、特産品の当たる抽選会を実施するなど地域活性化を図りました。

６　スポーツを通じた交流の促進（事業№55）

2022 年に愛媛県で開催されたプロ野球オールスターゲームの機運醸成盛り上げイベントとして「プロ野球オールスターゲーム機運醸成ＰＲ事業」などを開催しました。

**【事業の成果】**

○　大洲市スポーツ推進計画の施策の推進

ラケットテニスの普及促進や、プロスポーツを活用した地域活性化などの「大洲市スポーツ推進計画」の各施策を推進しました。

スポーツ推進委員活動については、アンケート調査結果や、各公民館への聞き取りをもとに委員活動における課題の洗い出しを行い、「少子高齢化による単独地区でのスポーツイベントの在り方」「スポーツ推進委員と公民館の連携」「情報交換や交流活動機会の拡大」など多くの意見を掌握することができました。

また、ニュースポーツの普及では、日常での運動不足解消と、健康寿命促進を目的としてラケットテニス体験教室を実施し、新たにスポーツを始める機会を提供しました。

○　健康寿命延伸事業の推進

「いきいき百歳体操」の推進により、市民の健康づくり、体力づくりに対する意識高揚及び活性化に寄与しました。また、「骨々貯金クラブ」の開催により、トレーニング室の利用促進等につながりました。

○　ＤＸを活用した事業の推進

オンラインによるウォーキングイベントを開催することで、ＤＸを活用した事業の推進を図ることができました。

○　大洲市カヌーツーリング駅伝大会

新コースで開催し、19 チーム 126 人の参加があり、カヌーの普及に寄与することができました。

○　大洲市駅伝大会

喜多小学校を起点として、若宮堤防上を折り返す周回コースで開催し、参加者相互の交流を深め、市民の健康づくりに対する意識高揚及び活性化を図ることができました。

○　大洲市健康マラソン大会

喜多小学校を起点として、若宮堤防上を折り返す周回コースで、18 部門に分けて開催し、市民の体力の向上と健康の増進を図ることができました。

○　ドリーム・ベースボール（八幡浜・大洲地区運動公園野球場・陸上競技場復旧記念イベント）

著名な元プロ野球選手 20 人のドリームチームを招き、開催地チームとの親善試合や野球教室などを開催し、青少年の健全育成や明るい街づくりなどコミュニティ活動の充実を図りました。

○　スポーツ協会活動事業

大洲市スポーツ協会主催の「大洲市スポーツ祭」は、13 種目部で約 1,000 人の参加を得て開催し、市民スポーツの機会を提供するとともに、競技力の向上と明るい市民生活の実現を創出できました。

○　中学校地域運動部活動推進事業の検討

想定される懸念事項について検討班会で協議し、令和５年度の実証事業に向け準備しました。

○　愛媛ＦＣ・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業

愛媛ＦＣ「マッチシティ」と愛媛ＭＰ公式戦に加えて、愛媛ＯＶバスケクリックや「ＰＲＩＤＥ　ＯＦ　中四国」など新規事業も展開し、地域の活性化に貢献することができました。

○　愛・野球博関連事業

各事業を通じて、プロ野球オールスターゲームの周知を図ることができました。また、プロスポーツ選手との交流などを通じて市民がよりスポーツに親しむことができました。

**【課題・問題点】**

○　「大洲市スポーツ推進計画の施策の推進」は、「大洲市スポーツ推進計画」の各項目に基づき、３年後の数値目標の達成に向け、大洲市スポーツ協会など関係団体と連携しながら、コロナ禍にも対応したスポーツイベントを推進する必要があります。

スポーツ推進委員活動の課題解決に向けた取組や、ニュースポーツ、プロスポーツを活用したスポーツ人口の拡大と地域活性化に向けた取組は、一過性のイベントで終わるのではなく、継続して推進する必要があります。

○　「健康寿命延伸事業の推進」は、百歳体操体験教室を実施した地区について、定期開催できるようサポートを行う必要があります。また、「骨々貯金クラブ」の参加者が減少傾向にあるため、実施内容などを検討していく必要があります。

○　ＤＸを活用した事業の推進

オンラインイベント参加者の増加を目指すため、アプリ登録の周知が必要です。また、包括連携協定を活用したＤＸ事業の拡大を進めていく必要があります。

○　「大洲市駅伝大会」は、近年、短縮コースでの開催となっていましたが、来年度以降従来の長浜～大洲間のコースに戻すかどうか検討していく必要があります。

○　「各地区スポーツ・レクリエーション活動充実事業」は、アフターコロナ後の開催方法などについて、新しい視点で検討していく必要があります。

○　「スポーツ少年団等活動事業」は、団員数が減少してきているため、団の枠にとらわれず、多くの団員が大会に参加出来るよう、レクリエーション要素を加えた大会等内容を検討していく必要があります。
○　「愛媛ＦＣ・愛媛マンダリンパイレーツ・愛媛オレンジバイキングス等を通じた地域密着型活動支援事業」は、ファン層の拡大を図るため、積極的に公式戦の誘致を図り、市民と選手が交流する機会を増やしていく必要があります。
○　「愛・野球博関連事業」は、今年度で終了となりますので、プロスポーツとの関りを今後も継続していけるよう検討する必要があります。

**【外部評価委員意見】**
○　部活動やスポーツ少年団活動は、少子化がものすごいスピードで進んでいるため、従来のやり方を見直し、時代に応じた活動や大会運営の在り方等について検討を進めていただきたい。また、コロナ禍や炎天下での体調管理、朝食を摂る生活習慣等、日々の暮らしが部活動に大きく影響するので、その対策もお願いしたい。
○　大洲市駅伝大会は現在コースを変更して開催しているが、従来の長浜～大洲間のコースに戻して開催できたらいいと思う。また、駅伝大会をはじめ、各種スポーツ大会を継続して開催することで、市内の子供や親御さんたちにスポーツの場や機会を十分に提供していただきたい。

# 基本方針７　社会総がかりで取り組む教育環境づくり

**【概　　要】**

家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実、さらには読書活動の推進により、家庭における教育力の向上を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域が連携・協力し合える環境づくりに取り組みます。

**【事　　業】**

| No. | 事　業　名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 56 | 学校･家庭･地域連携推進事業 | ○ | ○ |
| 57 | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | ○ | ○ |
| 58 | 市PTA連合会による青少年健全育成事業への支援 | ○ | ○ |
| 59 | 「家族の出番です」通信講座事業 | ○ | ○ |
| 60 | 青少年健全育成推進協議会活動支援事業 | ○ | ○ |
| 61 | 青少年センター運営事業 | ○ | ○ |
| 62 | 第2次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施 | △ | △ |

**【主な事業の実施状況】**

1　青少年健全育成事業の推進（事業№56～61）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施することで「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の実現を目指し、地域学校協働活動本部を新たに６か所開設しました。

放課後児童クラブは、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら計画どおり開所することで、保護者の就労支援と児童の健全育成事業に取り組みました。

「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」の普及を図るため、啓発活動を実施するとともに、スマートフォン等利用に関するアンケート調査の結果を配付し、保護者等が現状を把握できるよう努めました。

小学生及び中学生の全世帯の保護者を対象に、家庭の教育力向上の一助となるよう、通信紙「家族の出番です」を届けました。

少年補導委員による巡回指導や、青色防犯パトロール車をはじめとする地域の見守り活動の活性化を図りました。

2　子供読書活動の推進（事業№62）

「第２次大洲市子供読書活動推進計画」に基づき、関係組織（市立図書館・公民館・学校等（保育所・幼稚園含む））ごとに、本計画における各種施策に取り組みました。

**【事業の成果】**

○　学校・家庭・地域連携推進事業

新たに大洲北中学校地域学校協働本部、喜多小学校地域学校協働本部、大洲南中学校地域学校協働活動本部、大洲小学校地域学校協働活動本部、平小学校地域学校協働活動本部、久米小学校地域学校協働活動本部を開設しました。また、新規事業として、ひらの未来塾を開設しました。

コロナ禍の中、事業の中止や縮小はありましたが、各事業においてそれぞれ工夫をしながら活動に取り組み、地域の教育活動の向上と子どもの健全育成を支援することができました。

家庭教育支援チーム“そよ風”は令和４年１月 28 日、旧大洲幼稚園を改修した「大洲市アフタースクールおおず」へ移転したことにより、相談しやすい環境を整えた施設での家庭教育支援が可能となりました。

○　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

コロナ禍においても感染防止対策と保育内容を工夫しながら、留守番家庭となる子供に適切な遊びや生活の場を提供し、子供たちの健全な育成を図ることができました。また、計画的な改修、移転により、定員増と保育環境の改善が図れました。

○　市ＰＴＡ連合会による家庭教育・青少年健全育成事業への支援

「小中学生のスマートフォン使用に関する市内統一ルール」の普及を図るため、家庭への啓発活動を推進しました。また、スマートフォン等利用の現状を保護者などに把握してもらうため、教育懇談会において、「スマートフォン等利用に関するアンケート調査」の結果を配付しました。

○　「家族の出番です」通信講座事業

「家族の出番です」の執筆者には、いろいろな立場の方にお願いすることで、家族の在り方について考える機会となっています。

また、「家族の出番です」を楽しみにしている児童生徒や保護者がいます。

○　青少年健全育成推進協議会活動支援事業

各地区の青少年健全育成推進協議会において、三世代交流事業等、様々な活動を通して青少年の健全育成や非行防止に対する意識を高めるとともに、学校・家庭・地域の連携の強化を図ることができました。中止となったものもありましたが、感染対策を取って各種イベントを実施しました。

○　青少年センター運営事業

少年補導委員による街頭補導活動、青パトによる見せる補導を計画的に実施しました。

また、スマートフォン等利用に関するアンケート調査を実施し、今後の啓発活動のためのデータを集計しました。

○　第２次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施

「不読率等アンケート調査」や、「読書に関するアンケート調査」を実施することにより、子供たちの読書の状況を把握しました。

**【課題・問題点】**

○　「学校・家庭・地域連携推進事業」は、「放課後子ども教室」を、市内の全小学校区単位で開設することが理想ですが、事業実施の中心となるコーディネーター及び活動に携わる協働活動支援員の人材確保が重要な課題となっています。

○　「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、待機児童が発生している児童クラブの環境整備と、放課後児童支援員の確保及び支援員の資質向上のための研修機会の提供が課題となっています。

○　「市ＰＴＡ連合会による家庭教育・青少年健全育成事業への支援」は、コロナ禍において、スマホ等のタブレット機器に触れる時間が増えたため、各家庭でのルール作りが今まで以上に重要になってくることから、より一層の啓発活動が必要です。

○　通信紙「家族の出番です」は、親子の触れ合いや家庭教育の充実を図るため、今後も継続して通信紙を発行するとともに、スクーリングは、開催時期や講演内容等の検討を行い、聴講者の望む内容等になるよう努める必要があります。

○　「青少年健全育成推進協議会活動支援事業」は、令和４年度から補助金を廃止し、公民館活動補助金と一括して交付することとなりました。地区協議会を廃止する地区があるため、事業が継続できるよう市協議会との連携が必要です。

○　「第２次大洲市子供読書活動推進計画に基づく施策の実施」は、全体的に不読率が悪化しているため、両アンケート調査結果や次期計画である「第３次大洲市子供読書活動推進計画」に基づき不読率を改善していく取組が必要となっています。

**【外部評価委員意見】**

○　スマートフォン使用に関する市内統一ルールを、過去に市ＰＴＡ連合会などの三者で調印して啓発に努めながら現在に至っているが、子供たちのお手本となるべき親の方がうまく出来てないと思う。一番には保護者に啓蒙していくのが重要だと思うので、今後も引き続き情報発信に努め、啓発等を行っていただきたい。

○　「そよ風」については、以前は学校内にあったことから相談に行くのに抵抗があるという意見があったが、今回の移転によって相談しやすくなったと伺っている。大変ありがたいと感謝している。

# 基本方針８　子供と向き合う教育環境づくり

【概　　要】

複雑化・多様化する教育課題に対して、関係機関と連携した取組を推進し、研修の充実により教職員の資質、能力の向上に努めるとともに、教職員が子供一人一人と向き合える教育環境を整えます。

【事　　業】

| No. | 事　業　名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 63 | スクールソーシャルワーカー活用事業 | ○ | ○ |
| 64 | ハートなんでも相談員設置事業 | ○ | ○ |
| 65 | スクールカウンセラー活用事業 | ○ | ○ |
| 66 | 教職員メンタルヘルス･個別相談事業 | ○ | ○ |
| 67 | おおずふれあいスクール運営事業 | ○ | ○ |
| 68 | 防災･安全教育推進事業 | ○ | ○ |
| 69 | 学校運営協議会設置事業（コミュニティ･スクールの導入･推進） | ◎ | ◎ |
| 70 | 学校における働き方改革の推進 | ○ | ○ |
| 71 | 心のケア事業 | ○ | ○ |
| 72 | 大洲市教育研究所運営事業 | ○ | ○ |
| 73 | いじめ･不登校対策協議会推進事業 | ○ | ○ |

【主な事業の実施状況】

1　相談体制の充実（事業№63～66）

小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置し、問題行動、不登校等の未然防止並びに早期の発見及び解決に努めました。

2　不登校への対応（事業№67）

「おおずふれあいスクール」において、不登校やひきこもりがちな青少年の心の居場所づくりと学校への復帰を目指し、学校や関係機関等との連携を図りながら、基礎学力補充の支援や社会的自立を促し、就労に向けた支援に努めました。

3　安全・安心な学校づくりの充実（事業№68）

不審者情報配信について、学校を通じ、地域の方々や保護者に積極的に登録するよう登録を呼び掛けました。

なお、通学路合同点検については、愛媛県から令和３年度通学路安全対策推進モデル地域研究事業の指定を受けて実施し、今年度も継続して通学路の安全確保に努めました。

４　これからの学校運営の在り方の検討（事業№69・70）

コミュニティ・スクール等、地域の実態に応じた適切な学校の形態等の導入について検討し、令和４年度には、菅田小・肱東中学校区と三善小・粟津小・大洲東中学校区、長浜小・長浜中学校区において、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しました。また、令和５年度の設置に向けて、大洲小・久米小・大洲南中学校区と喜多小・平小・大洲北中学校区において準備委員会を立ち上げました。

「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」を開催し、教職員の働き方の見直しを行いました。また、部活動地域移行検討班会において、今後の部活動のあり方を協議しました。

５　被災及び新型コロナウイルス感染に関する児童生徒への支援（事業№71）

災害で心に強い衝撃を感じる体験をし、身体的、精神的な不調を訴え、不登校傾向になった生徒とその保護者に対し、専門的知識を持った相談員による特別巡回相談を実施するなど、心のケアについて支援に努めました。

６　教職員等の資質の向上（事業№72）

複雑化・多様化する課題に対して関係機関と連携した取組や研究を進め、研修の充実により教職員の専門知識や資質の向上に努めました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の研究大会等の実施方法を変更しました。

７　生徒指導の充実（事業№73）

「大洲市いじめ・不登校等対策協議会」の取組として、各中学校で「いじめ・不登校に関する研修会」を実施しました。

【事業の成果】

○　おおずふれあいスクール運営事業

令和４年度は、９名が登録しふれあいスクールに通所しました。保護者の相談を受ける「たんぽぽの会」も平成 30 年度から毎月開催し、保護者の悩みが少しでも軽減できる保護者支援を行うことができました。なお、令和４年１月からは、保護者が参加しやすいよう「たんぽぽの会」から「たんぽぽひろば」と名称を変更しました。

○　防災・安全教育推進事業

専門家からの指導助言やグループ協議により、防災・減災に対する意識を高めることができました。また、洪水対策のための避難訓練の在り方等について協議することができました。

通学路を含めた学校の危機管理意識を向上させることができました。

○　学校における働き方改革の推進

「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」を開催し、小中学校における業務改善の推進と教職員の時間外勤務時間の縮減、大洲市立中学校に係る部活動方針の徹底に係る課題等について協議しました。全教職員の時間外勤務は、コロナ禍以前の令和元年度と比較すると若干減少しています。また、ストレスチェック実施要

領に基づく、大洲市立小中学校の教職員のストレスチェックを実施しました。
「部活動地域移行検討班」が立ち上がり、部活動の地域移行について協議することができました。

○　心のケア事業
災害により、不調を訴える子供とその保護者に対しての相談を行い、心のケアをすることができました。また、養護教諭の研修を行うことで、校内での適切な対応につながりました。

○　大洲市教育研究所運営事業
各班会・主任会を中心とした指導方法の工夫・改善を図る授業研究や夏季休業等を活用した各種研修会・講習会などを通して、教職員として実践的な指導力の向上を図ることができました。

○　いじめ・不登校対策協議会推進事業
「大洲市いじめ・不登校等対策協議会」において各機関の意見の集約を行うとともに、協議会委員からの提言を踏まえて、問題解消に成果を上げています。

**【課題・問題点】**

○　「スクールカウンセラー活用事業」は、接続校である小学校への相談業務も徐々に浸透していますが、接続校への勤務が一度もない地域もあり、より一層小中学校で連携が図れるよう周知・啓発を行っていく必要があります。

○　「おおずふれあいスクール運営事業」は、十分なコロナ感染症対策に努めながら、行事を精選して実施していく必要があります。また、通所については、保護者の送迎が必要であり、送迎できないことを理由に通所できない場合があるため、送迎の方法を検討する必要があります。

○　「防災・安全教育推進事業」は、児童生徒に「地域の方へ挨拶をするように」と指導をしながら、不審者に対する対応も指導しなければならないため、安全を第一に考えながら、児童生徒に不安や矛盾を抱かせないような指導が必要になります。

○　「学校運営協議会設置事業（コミュニティ・スクールの導入・推進）」は、今後、各運営協議会において、地域の特性に合った運営を行っていく必要があります。

○　「学校における働き方改革の推進」は、働き方改革に向けての意義が、少しずつ教職員及び保護者に浸透してきたものの、感染症対策をしながら以前の学校行事が復活し、勤務時間の削減につながらなかったため、一層の対策が必要と考えられます。

○　「心のケア事業」は、災害による心のケアが必要な子供は減ってきていますが、行動面での落ち着きのなさや人間関係の困難さの原因の一つに、災害の影響があるのではないかと思われるケースが増えてきています。

**【外部評価委員意見】**

○　防災・安全教育において、火災や震災、水害だけでなく、例えば水源地が被災し水が使えない場合での仮設トイレの設置や使用方法など、様々な被害を想定して訓練を行うようにしていただきたい。

# 基本方針９　安全・安心な教育環境の構築

【概　　要】

教育施設の耐震対策をはじめとする計画的な整備を推進し、市民が安全で安心して、快適に学べる教育環境を構築します。

【事　　業】

| No. | 事 業 名 | 自己評価 | |
|---|---|---|---|
| | | 課長 | 担当 |
| 74 | 学校施設耐震対策事業 | ◎ | ◎ |
| 75 | 学校施設長寿命化改修事業 | ○ | ○ |
| 76 | 閉校施設除却事業 | ○ | ○ |
| 77 | 公民館改築事業 | ◎ | ◎ |
| 78 | 社会教育施設維持修繕等事業 | ○ | ○ |
| 79 | 社会体育施設の充実と活用 | ○ | ○ |
| 80 | カヌー艇庫整備 | ◎ | ○ |
| 81 | 大洲市総合体育館等の指定管理体制の構築 | ○ | △ |

【主な事業の実施状況】

1　学校施設・設備の充実（事業№74～76）

平成 23 年度に策定した「大洲市立学校施設整備計画」に基づき、耐震基準に満たない学校施設の耐震化を推進し、令和４年度をもって市内全ての改築及び耐震補強工事が完了しました。

令和２年度に策定した「大洲市学校長寿命化計画」に基づき、既存施設の長寿命化改修事業を実施するため、大洲南中学校校舎の耐力・健全度等の事前調査を実施しました。

耐震性がなく、地域、民間等の活用予定がない閉校施設について、地元協議を行った上で順次解体を行っており、令和４年度は、５校１園７棟の解体工事の設計業務を実施しました。

2　社会教育施設・設備の充実（事業№77・78）

「肱川公民館岩谷分館移転改築事業」では、肱川公民館岩谷分館が令和４年２月に完成し、令和４年４月１日から業務を開始しました。また、旧肱川公民館岩谷分館の解体工事が完了したことから、事業がすべて完了しました。

生涯学習の拠点となる公民館及び公民館分館、並びに図書館及び図書館分館については、市民が安全に安心して利用することができるよう施設の維持修繕を行い、延命化を図るとともに、設備の充実を図りました。

## ３　社会体育施設・設備の充実（事業№79～81）

徳森公園の改修など体育施設の整備を行い、良質なスポーツ環境の提供と利用者へのサービス向上を図りました。

**【事業の成果】**

○　学校施設耐震対策事業

次の耐震対策事業に取り組みました。

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 肱川中学校 | 校舎、屋内運動場（工事） |
| 2 | 平小学校 | 屋内運動場（工事） |

令和４年度をもって市内全ての改築及び耐震補強工事が完了しました。

○　学校施設長寿命化改修事業

老朽化した大洲南中学校の校舎について、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修を行うことにより、30 年以上使用することができるという調査結果が得られたため、令和５年度から設計業務の着手を図ります。

○　閉校施設除却事業

耐震性のない閉校施設を解体することにより、地域住民の安全性確保及び維持管理に係る経費節減を図るため、令和５年度の解体工事に向けた設計業務を実施することができました。

○　公民館改築事業

肱川公民館岩谷分館移転改築事業は、本体工事が完成した後、備品購入等が完了し、新たな施設で業務を開始できました。また、併せて旧肱川公民館岩谷分館解体工事も完了し一連の事業が終了しました。

○　社会教育施設維持修繕等事業

施設のエアコン、トイレ、照明等、利用者に不便をかけることとなる箇所の修繕・工事を行うことで、市民サービス及び利便性の向上を図りました。

○　社会体育施設の充実と活用

徳森公園など社会体育施設の改修や、備品の購入などにより利用者の安全性と利便性が向上しました。

○　カヌー艇庫整備

肱川のカヌーの普及と推進を図る拠点として、利用者の利便性や、安全性及び競技力向上などの機能を併せ持つものとなるよう、令和６年度からの事業着手に向け「肱川カヌー艇庫整備基本構想」を策定しました。

○　大洲市総合体育館等の指定管理体制の構築

同体育館の効率的、効果的な管理運営を目指すため、指定管理者制度の実現に向けて関係機関と連携を図りました。

【課題・問題点】

○　「学校施設耐震対策事業」が完了したため、児童・生徒等が安全で安心して学校生活を過ごすことができるよう、学校施設の長寿命化改修を計画的に実施する必要があります。

○　「学校施設長寿命化改修事業」は、工事開始後は校舎やグラウンドが使用できなくなるなど、学校現場に大きな負担をかけることから、学校側と十分に協議を行う必要があります。

○　「閉校施設除却事業」は、除却計画に基づいた解体工事を計画的に実施できるよう設計や地元協議を行い、また、耐震性のある建物等は、公的施設及び地元での活用や民間業者等の参入を目指すなど、利活用の検討を行います。

○　「公民館改築事業」は、今後、公民館施設等の「個別施設計画」に基づき、計画的な施設整備を推進していく必要があります。

○　「社会教育施設維持修繕等事業」は、多くの施設が、経年劣化による改修・修繕が必要になっています。利用者の安全と利便性に配慮し、緊急性の高いものから順次対処していく必要があります。

○　「社会体育施設の充実と活用」は、施設の老朽化や利用者のニーズの変化などを踏まえながら、優先度などを総合的に判断し、計画的な改修による施設の長寿命化を図る必要があります。また、施設のＬＥＤ照明化を計画的に進める必要があります。

○　「カヌー艇庫整備」は、カヌーの普及促進や観光客の利用も視野に入れて事業を進める必要があり、策定した「肱川カヌー艇庫整備基本構想」をもとに計画的に実行していく必要があります。

○　「大洲市総合体育館等の指定管理体制の構築」は、総合体育館に限定したものではなく、平野運動公園等を含め大洲市全体で統一したＤＸ制度設計の必要があります。

【外部評価委員意見】

○　令和４年度をもって市内学校施設の耐震対策事業が完了したということで、計画どおり整備が行われたことに感謝する。今後の長寿命化改修事業も引き続きお願いしたい。

# 参考資料

空　　白

# 大洲市教育委員会外部評価委員会設置要綱

平成２１年４月１日
大洲市教育委員会要綱第２号

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）に基づく大洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、その客観性の確保を図るため、大洲市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、教育委員会の求めに応じて、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

⑴　点検及び評価方法の改善、充実に関すること。

⑵　教育委員会が実施した自己点検及び自己評価に関すること。

⑶　その他点検及び評価に関し必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

５　委員会の会議は、公開できるものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。